

平成30年第8回農業委員会総会議事録

開催年月日		平成30年8月24日（金）							
開催場所		白岡市役所4階特別大会議室							
開催時間 及び宣告者		開 会	午前 9時00分		議 長	進 藤 貴 一			
		閉 会	午前 9時16分		議 長	進 藤 貴 一			
議 長	進 藤 貴 一		臨時議長			仮議長			
委 員 出 席 状 況	農 業 委 員				推 進 委 員				
	席次番号	氏 名		摘要	席次番号	氏 名		摘要	
	1	吉 澤 眞 吉		出席	1	齋 藤 美 佐 夫		出席	
	2	鈴 木 健 一		出席	2	長 澤 い と		出席	
	3	関 山 功 一		出席	3	吉 田 敏 雄		出席	
	4	進 藤 貴 一		出席	4	大 久 保 要 夫		出席	
	5	小 野 田 憲 司		出席	5	細 井 和 夫		出席	
	6	小 島 俊 雄		出席	6	渡 邊 明 子		出席	
	7	八 木 橋 健 一		出席	7	飯 田 孝		出席	
	8	江 原 勝		出席	8	安 野 和 好		出席	
	9	井 上 日 出 巳		出席	9	山 岸 良 一		出席	
	10	岩 上 賢		出席					
	11	荒 井 肇		出席					
	12	白 石 富 子		出席					
	13	江 口 泰 夫		出席		出席者		23名	
14	大 山 峰 夫		出席		欠席者		0名		
議事参与制限 を受ける委員				会長からの 出席要請者					
事務局		事務局長	嶋崎 徹		主幹	手島 淳			
		主査	齋藤 鏡子		主事	新井 政貴			
説明員		主幹	新井 政貴		主査	齋藤 鏡子			
会議次第		別添のとおり		配布資料		別添のとおり			

審議事項

- (1) 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請に対する進達の意見について

協議報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について
- (3) その他

議 事 の 経 過	
発言者	議題・発言内容・決定事項
局長	皆さんおはようございます。定刻となりますので、ただ今から、平成30年第8回農業委員会総会を始めさせていただきます。
局長	はじめに、進藤会長からごあいさつを申し上げます。
会長	あいさつ（省略）
局長	本日は、傍聴人の方がお見えでございますので、よろしくお願いいたします。なお、傍聴人に申し上げます。 お手元の『傍聴人心得』を良くお読みいただき、傍聴くださいますようお願いいたします。
局長	現在の出席委員は農業委員14名、推進委員9名でございます。 農業委員会会議規則に基づきまして、進藤会長に議長をお願いいたします。 【開会 午前9時00分】
議長	現在出席委員14名であり定足数に達しておりますので、これから第7回総会を開会いたします。
議長	議事録署名委員に鈴木委員、関山委員を指名いたします。
<u>議案第18号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請に対する進達の意見について</u>	
議長	日程第1 議案第18号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請に対する進達の意見について を議題といたします。事務局から内容説明をいたさせます。
事務局	議案第18号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請に対する進達の意見につきまして、御説明いたします。今回案件は1件でございます。 総会資料の2ページ目をご覧ください。 番号1につきましては、隣地への土や水の流出を防ぐため、境界にブロック塀を設置する計画変更申請が提出されたものです。 なお、申請地は既に現況が宅地、登記も宅地となっておりますが、農地転用に関わる工事完了報告がなされておらず、農地転用の手続きが終了していないために計画変更の必要があり、今回の申請が提出されたものです。
議長	説明が終了しました。これより御意見・御質疑等をお伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。
	[質疑等なしという声あり]
議長	質疑なしと認めます。

議長	お諮りします。本案については、計画変更承認相当の意見を付して県へ進達することでご異議ございませんか。 [異議なしという声あり]
議長	異議なしと認めます。よって議案第 18 号については原案のとおり決定します。
議長	以上をもちまして、全ての議事を終了いたします。
議長	引き続き協議報告会を開催いたします。
<u>協議報告事項 1 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出に対する専決処分</u>	
<u>協議報告事項 2 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出に対する専決処分</u>	
議長	協議報告事項 1 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出に対する専決処分について、及び協議報告事項 2 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出に対する専決処分について を事務局から説明をいたさせます。
事務局	協議報告事項 1 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の転用届出に関する専決処分について でございますが、今回報告は 1 件でございます。 総会資料の 5 ページ目を御覧願います。 番号 1 につきましては、共同住宅敷のための転用です。
議長	協議報告事項 2、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出に対する専決処分について を事務局から説明をいたさせます。
事務局	協議報告事項 2 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の転用届出に関する専決処分について でございますが、今回報告は 6 件でございます。 総会資料の 6 ページから 7 ページを御覧願います。 番号 1 につきましては、分譲住宅敷のための転用です。 番号 2 及び 4 から 6 につきましては、住宅敷のための転用です。 番号 3 につきましては、住宅敷拡張のための転用です。
議長	説明が終了いたしました。これから御意見・御質疑等お伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。 [質疑等なしという声あり]
議長	質疑なしと認めます。
<u>協議報告事項 3 その他</u>	
議長	質疑もないようですので、協議報告事項 3 その他に移ります。事務局から内容説明をいたさせます。

事務局	協議報告事項３その他についてでございますが、今月は遊休農地等現況調査の提出月となっておりますが、全員の方から提出いただいております。 御協力ありがとうございました。
事務局	農業委員活動記録の提出についてですが、こちらも全員の方から提出いただいております。 御協力ありがとうございました。
事務局	来月の農地改良等現地パトロールについてですが、９月４日 小島委員・篠津地区推進委員、９月１８日 江原委員・大山地区推進委員となります。 必要に応じて日程変更をお願いします。
事務局	来月総会についてですが、９月２６日（水）午前９時となります。 議事録署名委員の鈴木委員、関山委員の両委員は来月印鑑をお願いします。
事務局	以上で、協議報告事項３その他を終わります。
議長	内容説明が終了いたしました。全体を通しまして御意見・御質疑等ございませんか。
議長	今回の遊休農地調査においては、委員で白岡市全域を調査しなければならない関係上、自身の知らない地域を担当することになった方もいたかと思われます。 調査で使用した参考資料の地図は、前回よりはわかり易くなっていましたが、次回調査時には公共施設等の目印となる建物を地図に書き加える等、更なる改良を行ってよりわかり易くなるよう調整をお願いいたします。
議長	以上をもちまして、本日の総会を閉会といたします。 【終了 午前９時１６分】